

社会福祉法人直源会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人直源会（以下「当法人」という）定款第21条および第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員（理事長及び業務執行理事）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- （2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第1に定める額
- （2）通勤手当については、職員就業規則第23条の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第2に定める額
- （2）非常勤役員等の交通費は、実費相当額とする。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員就業規則第24条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、その都度支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和6年1月19日より施行する。

別表 1 （常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	評議員会において個別に定める。
業務執行理事	評議員会において個別に定める。

別表 2 （非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

（２）理事

	日額
理事会等会議への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

（３）監事

	日額
監事監査等への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円